

新居浜工業高等専門学校紀要投稿・編集要領

平成15年11月12日要領第1号

(趣旨)

第1条 新居浜工業高等専門学校紀要（以下「紀要」という。）の取扱いについては、この要領の定めるところによる。

(論文等の内容)

第2条 紀要の内容は、独創的で学問、文化及び産業の発展に寄与する次の各号に掲げるものとし未発表のものに限る。（以下で「論文等」という。）

一 学術論文

二 研究報告、資料

三 その他図書委員会が適当と認めたもの

2 前項第1号の学術論文は、次の各号に基づき特定論文と一般論文に区分する。

一 高専教育発展に寄与する論文

二 地域の技術・工学発展に寄与する論文

三 地域文化発展に寄与する論文

3 一般論文は、前項以外の学術論文とする。

(著作権の帰属)

第3条 掲載された論文等の著作権は、本校に帰属する。ただし、執筆者が自分の論文等を利用する場合は、本校の学術研究に支障がない限り許諾があったものとする。

(執筆者の責任)

第4条 論文等の内容については、執筆者がすべての責任を負う。

2 学協会等に投稿した論文等の内容に係わる場合は、執筆者が事前に著作権に関する確認を得る。

(投稿資格)

第5条 紀要への投稿は、本校教職員または本校教職員が共同研究者となる地域内関係者とする。ただし、図書委員会が認めた場合は、それ以外の者を共同研究者とすることができる。

(論文等体裁)

第6条 論文等は、別に定める「新居浜工業高等専門学校紀要原稿執筆要領」に従って作成しなければならない。特別な理由なくこれに従わないときは、これを受理しない。

(論文等の編数及び長さ)

第7条 論文等は、1人1編を原則とする。ただし、合計ページ数が次項で規定した限度内であれば2編を申し込むことができる。

2 論文等の長さは、表・図・写真を含めて、刷り上がりは、工学系論文については8ページ、自然科学系論文についてはこれに準じ、人文科学・社会科学系論文については10ページを限度とする。ただし、図書委員会が特に認めた場合はこの限りではない。

(言語)

第8条 論文等の言語は、日本語または英語とする。日本語の論文等については、英訳題名、ローマ字執筆者名のほか、150語内外の英文アブストラクトを付ける。

(審査)

第9条 投稿された論文等は、全て審査を経るものとする。

2 図書委員会が特定論文に該当すると判断した論文等の審査は、査読を経るものとする。

3 図書委員会は、掲載する論文等の選考、区分の変更等紀要掲載に関する決定を行う。

ただし、特定論文については査読の観点十分に反映されかつ尊重されたものでなければならない。

4 図書委員会は、前項の決定について投稿者より異議の申し出がなされた場合は、投稿者の意見を十分聞いた上で、再度、決定を行うものとする。

(投稿日程)

第10条 投稿の申込みから発行までの日程は、次のとおりとする。

一 投稿の申込み 6月30日(別紙様式1による。)

二 投稿承諾通知 7月15日(別紙様式2による。)

三 原稿提出 9月20日

四 審査 10月末日まで

五 審査結果通知 11月上旬(別紙様式3による。)

六 発行 翌年1月20日

(原稿)

第11条 原稿は、完全原稿とし、原則として校正は行わない。

(編集)

第12条 紀要1巻のページ数は、300ページを限度とし、投稿申込みがこれを超えるとときは、図書委員会が特定論文優先の観点から調整する。

2 紀要は、原則として毎年1回発行する。

(公開)

第13条 掲載された論文等は、本校ホームページ及び愛媛地区大学図書館共同リポジトリに登録し、公開するものとする。

(その他)

第14条 その他必要な事項は、その都度図書委員会で協議する。

(事務)

第15条 紀要編集に関する事務は、学生課において処理する。

附 則

この要領は、平成19年6月13日から施行する。ただし、この改正要領が施行される前に発行された紀要については、従前のおりとする。

附 則

この要領は、平成21年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。